令和８年７月９日
学校教育部教育人事企画課

港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（令和８年度）の策定について

１　背景・経緯

区教育委員会は、これまで「港区教職員の働き方改革実施計画」及び「港区学校教育推進計画」に基づき、教育職員の時間外在校等時間の縮減や業務負担の軽減に取り組んできました。国は、令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）を改正し、令和８年４月１日より施行されました。

この法改正により、各服務監督教育委員会においては、「教育職員の業務量の適切な管理」と「教育職員の健康確保のための措置」を計画的に実施し、その内容を公表することが求められています。

こうした状況を踏まえ、教育職員が誇りとやりがいをもって職務に取り組み、専門性を十分に発揮できる環境を整備するとともに、子どもたち一人ひとりの学びの充実を確保することを目的として、本計画を策定しました。

２　策定時の状況

（１）時間外在校等時間の状況

指標	状況
1か月当たり45時間超の教員の割合	幼：6.4% 小：19.4% 中：18.9%
1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間	幼：21.6時間 小：28.5時間 中：28.2時間

※いずれも令和６年度実績です。

（２）業務への負担・支援に関する状況

指標	状況（R7）
ストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	幼：105 小：107 中：106
ストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	幼：82 小：87 中：87

（３）ワーク・ライフ・バランスに関する状況

指標	状況（R7）
仕事と生活とのバランスに満足している教育職員の割合	41.3%
教育職員（管理職含む）の１年当たり年次有給休暇取得日数	幼：13.0 日 小：16.4 日 ※ 中：15.8 日
男性教育職員（管理職含む）の育児休業取得率	34.8%

※令和６年度実績

（４）仕事に対するやりがいに関する状況

指標	状況（R7）
授業準備の時間が取れていると感じる教育職員の割合	28.0%
園児と向き合う時間、児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じる教育職員の割合	45.2%
教育職員としての仕事そのものについて満足していると感じる教員の割合	75.7%

３　計画の概要

（１）計画名称

港区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

（２）計画の位置付け

本計画は、給特法の改正により、各教育委員会に策定が義務付けられた業務量管理・健康確保措置実施計画として、同法第８条に基づき策定しました。

（３）計画期間

令和８年度（単年度）

※令和９年度以降は「港区教育推進計画（令和９～12 年度）」と一体的に策定します。

（４）計画策定主体

港区教育委員会

（５）目標

ア　時間外在校等時間に関する目標

（ア）月 45 時間超の教員割合：0%

（イ）１か月当たりの時間外在校等時間の年間平均：30 時間以下を維持

イ　業務負担・支援に関する目標

（ア）ストレスチェックの「仕事のコントロール」：全国平均（100）以下

（イ）ストレスチェックの「職場の支援」：全国平均（100）以下を維持

ウ　ワーク・ライフ・バランスに関する目標

（ア）仕事と生活のバランスに満足している教育職員の割合：50％以上

（イ）年次有給休暇取得日数：18 日以上

（ウ）男性教育職員の育児休業取得率：40％以上

エ　やりがいに関する目標

（ア）授業準備の時間が取れていると感じる教育職員：40％以上

（イ）園児・児童・生徒と向き合う時間が取れていると感じる教育職員：60％以上

（ウ）教育職員の仕事そのものに満足している教員の割合：80％以上

（６）主な取組

ア　学校と教師の業務の３分類を踏まえた業務の見直し

イ　外部人材の積極的活用

ウ　業務の精選、削減

エ　勤務間インターバル確保、面接指導の実施

オ　年次有給休暇の取得促進、定時退勤・閉校期間の設定

カ　コミュニケーション活性化のための環境整備の検討

港区立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８（２０２６）年度

令和８（２０２６）年３月

港区教育委員会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

目次

１　計画策定の背景 1
２　成果指標・目標値 3
３　計画期間 5
４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
５　関連する取組、今後のフォローアップについて 10

１　計画策定の背景

（１）計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正（令和７年６月公布、令和８年４月１日施行）を踏まえ、同法第８条に基づき策定するものです。

法改正により、各服務監督教育委員会には、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保のための措置を計画的に実施し、その内容を公表することが求められています。

港区では、教育職員の業務の適正管理と心身の健康確保を図り、一人ひとりが誇りとやりがいをもって職務に取り組み、その専門性や能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、子どもたち一人ひとりの学びの充実を着実に確保することを目的として、本計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき、学校、教育委員会、保護者及び地域が連携しながら働き方改革を推進し、教育職員が安心して働き続けられる環境の整備を通じて、子どもたちの学びの充実につなげていきます。

（２）学校を取り巻く状況

港区内の小・中学校においては、１か月当たり時間外在校等時間の年間平均は令和５年度以降、全体として減少傾向にあります。幼稚園においては、小・中学校と比較して短い時間で推移しています。一方で、教育職員の時間外在校等時間は依然として高い水準にあり、特に小・中学校では副校長、主幹教諭、教諭層、幼稚園は副園長、主任教諭層で長時間化が顕著で、業務の集中や役割の偏在が課題となっています。部活動指導、保護者対応、校務・園務分掌、各種調査・報告業務が大きな負担となっているとの声も多く聞かれます。

また、授業代替に係る支援体制が十分に確立されていないことなどから、年次有給休暇の取得が進みにくい状況が続いており、どのように十分な休息を確保するかが課題となっています。特に担任業務を担う教育職員では、制度があっても活用しにくい実態が見られます。ストレスチェックの結果では、量・コントロールおよび組織の支援に係る指標に一部改善が見られ、令和７年度の総合健康リスクは全国平均（100）を下回る水準となっています。一方で、学校や職層による差が見られることから、引き続き業務量の適正化や組織的な支援の充実が求められています。さらに、病気休職者も一定数発生しており、その多くがメンタルヘルス不調に起因しています。

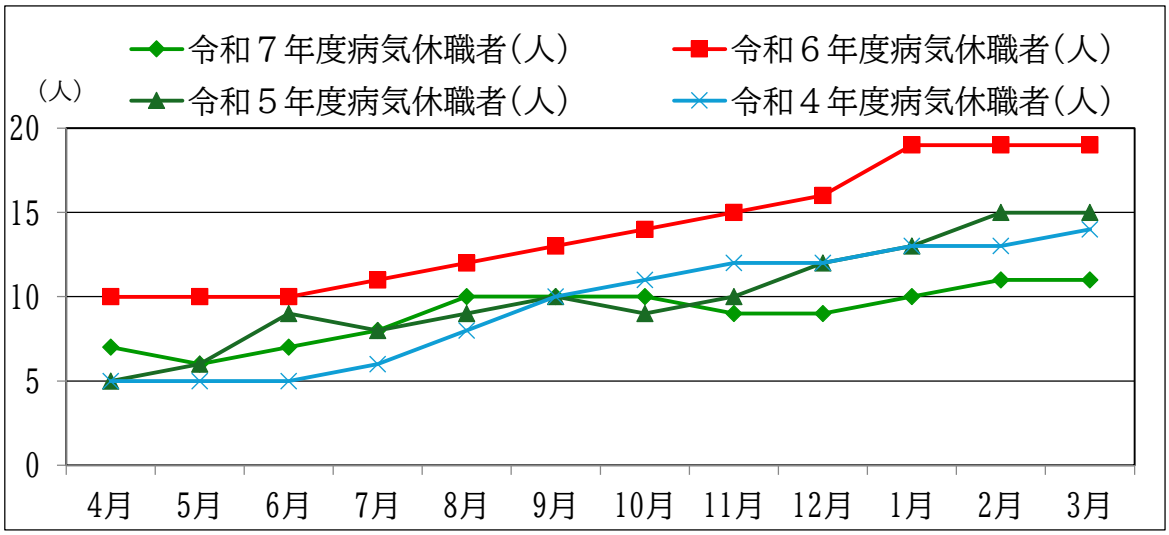
このような状況を踏まえ、区としては、業務改善と健康支援の両面から、より実効性の

高い対策を推進していく必要があります。

【表１】令和６年度の時間外在校等時間の状況

	１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
幼稚園	月 21.6 時間	6.4%	0.4%
小学校	月 28.5 時間	19.4%	0.6%
中学校	月 28.2 時間	18.9%	1.2%

【図１】病気休職・メンタルヘルス不調の状況



（３）港区のこれまでの取組

港区では「港区教職員の働き方改革実施計画（平成３１年度～令和２年度)」及び「港区学校教育推進計画（令和３年度～令和８年度)」において、次のとおり、教育職員の時間外在校等時間の縮減及び負担軽減の推進に取り組んできました。

【これまでの主な取組】

ア　校務支援システムの整備、改善による事務負担の軽減

イ　定時退勤及び夏季休業中の閉校期間の設定

ウ　部活動指導員や小学校教科担任講師、スクール・サポート・スタッフ、幼稚園事務補助員等の配置による人的支援

エ　給食費の公会計化による学校徴収金事務の見直し

２　成果指標・目標値

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超えている教育職員の割合を０％にします。

・１か月当たりの時間外在校等時間の年間平均について 30 時間以下を維持します。

成果指標	現状（R6）	目標（R8）
１か月当たり 45 時間超の教育職員の割合	幼：6.4% 小：19.4% 中：18.9%	0%
１か月当たりの時間外在校等時間の年間平均	幼：21.6 時間 小：28.5 時間 中：28.2 時間	30 時間以下を維持

（２）業務への負担・支援に関する目標

・ストレスチェックにおける「仕事のコントロール」の健康リスクの値について全国平均である 100 以下にします。

・ストレスチェックにおける「職場の支援」に関する健康リスクの値について、全国平均である 100 以下を維持します。

成果指標	現状（R7）	目標（R8）
教職員のストレスチェック 「仕事のコントロール」の健康リスクの値	幼：105 小：107 中：106	100 以下
教職員のストレスチェック 「職場の支援」の健康リスクの値	幼：82 小：87 中：87	100 以下を維持

【参考】ストレスチェック・健康リスクとは

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで労働者のストレス状態を調べる検査です。「健康リスク」は、全国平均を 100 として表し、値は低いほうが良い傾向を示します。

（3）ワーク・ライフ・バランスに関する目標

・仕事と仕事以外の生活とのバランスについて、「満足している」「どちらかというと満足している」と回答する教育職員の割合を 50%以上にします。

・管理職を含む教育職員の年次有給休暇の年間取得日数を 18 日以上にします。

・管理職を含む男性教育職員の育児休業取得率を 40%以上にします。

成果指標	現状（R7） ※は R6	目標（R8）
仕事と仕事以外の生活とのバランスに満足している教育職員の割合	41.3%	50.0%以上
教育職員（管理職を含む）の 1 年当たり年次有給休暇取得日数	幼：13.0 日 小：16.4 日　※ 中：15.8 日	18 日以上
男性教育職員（管理職を含む）の育児休業取得率	34.8%	40.0%以上

（4）仕事に対するやりがいに関する目標

・「授業準備の時間が取れていると感じるか」について、「そう感じる」「どちらかというとそう感じる」と回答する者の割合を 40%以上にします。

・「園児と向き合う時間、児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が確保できていると感じるか」について、「そう感じる」「どちらかというとそう感じる」と回答する者の割合を 60%以上にします。

・教育職員としての仕事そのものについて、「満足している」「どちらかというと満足している」と感じる割合を 80%以上にします。

成果指標	現状（R7）	目標（R8）
授業準備の時間が取れていると感じる教育職員の割合	28.0%	40.0%以上
園児と向き合う時間、児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じる教育職員の割合	45.2%	60.0%以上
教育職員としての仕事そのものについて満足していると感じる教育職員の割合	75.7%	80.0%以上

３　計画期間

本計画は令和８年度の単年度計画とします。令和９年度以降については、「港区教育推進計画（学校教育分野、令和９年度～令和 12 年度）」と一体で策定します。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

港区では、本計画期間中に以下の内容に取り組みます。

（１）「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

国の指針に定められた「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、以下のとおり業務の見直しに取り組みます。

＜学校と教師の業務の３分類＞

業務の３分類	19 項目
学校以外が担うべき業務	1　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3　学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
教師以外が積極的に参画すべき業務	6　調査・統計等への回答 7　学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8　ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 9　学校プールや体育館等の施設・設備の管理 10　校舎の開錠・施錠 11　児童生徒の休み時間における安全への配慮 12　校内清掃 13　部活動
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	14　給食の時間における対応 15　授業準備 16　学習評価や成績処理 17　学校行事の準備・運営 18　進路指導の準備 19　支援が必要な児童生徒・家庭への対応

ア　学校以外が担うべき業務

①　**地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等**（３分類　4関係）	
内容	○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整については、地域学校協働本部の地域コーディネーターが担うこととします。（生涯学習スポーツ振興課）

②　**保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**（３分類　5関係）	
内容	○幼稚園、学校での問題について、法律的な視点が必要な場合は、担当の弁護士から指導・助言を受けられる体制により、訴訟など大きな事案への発展を防止するとともに問題の早期解決を図り、教育職員の負担軽減に繋げます。（教育指導担当） ○幼稚園、学校が判断に迷う事案や対応が長期化する事案には、教育委員会が早期から関与し、対応方針の整理や助言等を行うことで、幼稚園、学校の負担軽減と組織的対応の徹底を図ります。社会通念を超える要望等への対応については、組織的な対応を検討し、支援体制を整備していきます。（教育人事企画課） ○幼稚園、学校と保護者等との良好な関係を構築するため、保護者や地域社会への普及・啓発を行います。（教育人事企画課） ○令和８年度から順次、電話機に録音機能を追加し、教育職員の負担軽減に繋げます。（学校施設担当）

イ　教師以外が積極的に参画すべき業務

①　**調査・統計等への回答**（３分類　6関係）	
内容	○幼稚園、学校あてのメールについては、教育委員会から発出する際の統一ルールを策定し、発出方法や内容の整理を行うとともに、その内容を周知徹底することで、幼稚園、学校における対応の円滑化と教職員の業務負担軽減を図ります。（学務課・教育人事企画課）

②　**学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**（３分類　7関係）	
内容	○広報資料やウェブサイトの作成・管理にあたっては、ＩＣＴ支援員による支援を行うとともに、小・中学校においてはスクール・サポート・スタッフ、幼稚園においては事務補助員が積極的に参画する体制を整え、校務の効率化と情報発信の充実を推進します。（先端教育担当・教育人事企画課）

③　**校舎の開錠・施錠**（３分類　10 関係）	
内容	○小・中学校については、全校に機械警備を導入するとともに、学校施設開放業務等にかかる校舎の開錠・施錠の業務を外部委託するなど、特定の教育職員に責任や負担が集中しない体制を整備しています。幼稚園についても、令和８年度中に全園への機械警備の導入を完了し、学校（園）全体として安全管理体制の一層の充実を図ります。（学校施設担当・生涯学習スポーツ振興課・教育人事企画課）

④　**児童・生徒の休み時間における安全への配慮**（３分類　11 関係）	
内容	○学級担任等の特定の教育職員のみが対応するのではなく、副担任業務を担うエデュケーション・アシスタント等の参画を促進し、役割分担に基づく組織的な見守り体制を構築することで、休み時間における児童・生徒の安全確保と教育職員の業務負担軽減を図ります。（教育人事企画課）

⑤　**校内清掃**（３分類　12 関係）	
内容	○学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の回数や範囲の合理化を検討します。（教育人事企画課） ○日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外のワックスがけ等の清掃については、用務職員及び用務委託事業者又は清掃委託事業者が実施します。（教育人事企画課・学校施設担当）

ウ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①　**給食の時間における対応**（３分類　14 関係）	
内容	○給食時間の業務負担軽減のため、学級担任の指導内容を簡素化し、栄養職員・栄養指導員による食育資料等の事前配布を強化します。（学務課・教育人事企画課・教育指導担当）

②　**学校行事の準備・運営**（３分類　17 関係）	
内容	○運動会の運営にあたっては、学校特有の事情を踏まえ、委託事業者を活用した来場者の会場案内や動線整理等の支援業務を試験的に実施するなど、教職員が児童・生徒の指導や安全管理に専念できる体制を検討し、行事運営の円滑化と教職員の業務負担軽減を図ります。（学務課・教育人事企画課）

（２）幼稚園、学校における措置の推進

幼稚園、学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

ア　教育課程における年間授業時数等について

教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

イ　課題を抱える活動等の見直しについて

当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの工夫を行います。夏季水泳指導の指導業務を委託化するなど、教育職員の負担となっている業務については、外部人材の活用や業務委託の導入、提出書類の見直し等により、業務の削減と精選を図ります。

ウ　校務の効率化等について

小・中学校においては、区独自に毎年実施している「港区教育ＩＣＴ環境の効果を検証するためのアンケート調査」において、校務の効率化の質問項目で肯定的に回答した教育職員の割合について 90%以上を維持するため、校務支援システムの操作研修動画の配信や各学校からの要請に基づく訪問研修を実施します。 【令和６年度 小学校：94%、中学校 91%】

幼稚園においては、園務支援システムを活用した保護者連絡やお知らせ配信の活用を促進して業務のさらなる効率化を図るため、必要に応じて園ごとに園務支援システムの操作研修を行います。【令和７年度　各園における園務支援システムの活用状況　保護者連絡 75.0%、お知らせ配信 83.3%】

校務の効率化を図るため、行事の工程表や保護者への通知文、会議資料の作成等の校務において、生成ＡＩの活用を推進します。また、令和８年度には、児童・生徒の生成ＡＩの利用方針も含めた「（仮称）港区立学校版生成ＡＩに関するガイドライン」を作成し、学校現場における生成ＡＩの適切な利活用を促進、教育職員の負担軽減を図ります。

エ　モデル校における外部コンサルタントを活用した業務改革支援について

東京都が実施する外部コンサルタントを活用した業務改革支援事業を港区立小学校及び中学校のモデル校において実施します。対象校において業務改善を行うとともに、対象校以外の学校にも得られた改善策を波及させ、学校における働き方改革を促進します。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

ア　時間外在校等時間が多い教育職員への対応

1 か月の時間外在校等時間が 45 時間を超えた教育職員に対しては、医師による面接指導を実施するとともに、健康に不安のある職員については、学校管理職と十分に情報を共有し、勤務状況や業務内容の見直し等を通じて、健康状態の改善を図ります。

イ　勤務間インターバルの確保

業務終了後から翌日の業務開始までの間に、11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に努め、職員の心身の健康保持及び疲労の蓄積防止を図ります。

ウ　ストレスチェック及び集団分析結果等を活用した職場改善

50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。

エ　心身の健康に関する相談窓口の設置等

心身の健康問題について相談窓口を設置し、必要に応じて専門医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促します。

オ　年次有給休暇の取得推進

年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。学期に 1 回以上、教育職員が計画的に年次有給休暇を取得する日（「有給取得デー」）を設定することを目標とします。

カ　定時退勤等の促進

幼稚園、学校における定時退勤日を月２回以上設定するとともに、該当日には原則として放課後に会議を設定しないよう促します。また、夏季休業期間中には引き続き３週間の一斉閉校期間を設定します。

キ　柔軟な働き方に関する周知・啓発

時差出勤及びテレワークの制度について、改めて各学校（園）に周知・啓発を図ります。

ク　コミュニケーションの活性化に資するスペースの検討

教育職員同士が忌憚のない意見交換、話し合いができる職場風土を醸成していく場として、コミュニケーションを活性化させるスペースの設置を検討します。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実行性を確保するため、以下とおり、関連する取組及びフォローアップを実施します。

（１）進捗状況の把握及び公表等

取組の着実な実行を図るため、各幼稚園、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握します。また、本計画の実施状況を毎年度、ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議において報告します。

（２）専門人材の確保に向けた取組

各幼稚園、学校において、子どもを支援する専門的な知見を有する人材を適切に配置し、教育職員の負担軽減に資する人的支援に取り組みます。人材確保に当たっては、関係部局・関係機関とともに取り組みます。また、幼稚園事務の在り方について検討します。

（３）目標達成状況等の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、港区教育委員会が実施するストレスチェックの結果及び教育職員に対するアンケート調査結果等から把握します。

（４）課題解決に向けた各幼稚園、小・中学校への支援・指導

港区教育委員会において、各幼稚園、小・中学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校（園）に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる幼稚園、学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている幼稚園、学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該校（園）に対する個別の支援・指導を実施します。

（５）働き方改革の実現に向けた取組の推進

各幼稚園、学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各幼稚園、学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに東京都教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促します。各幼稚園、学校においては、校園長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

（６）保護者、地域への理解促進

保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会等において「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。